

高齢者相談の手引



社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

発刊にあたって

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会では、嶺北・嶺南において高齢者およびそのご家族が抱える悩みや専門的な相談に無料で応じる「高齢者専門相談窓口」を設置しており、専門相談員による法律・年金・税金・もの忘れ・介護相談を実施しています。当窓口寄せられる相談内容の中には、複雑で多様化し、一人の方がいくつもの問題を抱えているケースや、専門職でも対応に苦慮する複雑な事例もたくさんあります。

このたび、この1年間に寄せられた相談や、近年改正された法律等にもとづく事例の中から、身近な内容を選び、「高齢者相談の手引」を作成しました。

また、併せて、県内地域包括支援センター等の相談窓口一覧、介護・認知症等各種情報を掲載いたしました。

この冊子が、高齢者およびそのご家族の方々が明るく健康に暮らせるよう、相談業務に携わっている方をはじめ、多くの方々にご活用いただければ幸いです。

令和3年3月

目次

相談事例（法律、年金、税金、認知症・介護、権利擁護）	1
成年後見制度・福祉サービス利用援助事業	15
福井県内の地域包括支援センター	17
福井県内の各種相談窓口一覧	33
介護・認知症等各種情報	43
高齢者専門相談窓口のご案内	49

※地域包括支援センターと各種相談窓口一覧は、令和3年2月末現在の情報を掲載しています。

相談事例

法律

1. 遺言書と生前贈与について
 2. 任意後見制度と家族信託について
 3. 認知症診断後の相続放棄について
 4. 預貯金の仮払い制度
-

年金

5. 老齢基礎年金と在職老齢年金について
 6. 年金生活者支援給付金
-

税金

7. 年金受給権の評価方法
 8. 不動産の譲渡について
-

認知症・ 介護

9. ひとり暮らしの父の介護
 10. 高齢者の消費者被害・詐欺被害の防止
-

権利擁護

11. 認知症高齢者を見守るネットワークとは
 12. 介護放棄が疑われるケースについて
-

遺言書と生前贈与について

Q.1

妻の母が遺産をすべて妻に譲りたいと希望している。妻は3人兄妹で、兄姉がいるが、兄は他界し子どもはいない。総額3,000万円ほどの相続について、遺言のようなものをメモ書き程度に書いているようだが、法的に認められるのか。また、他にも生前贈与について教えて欲しい。

A.1

まず、遺言書についてですが、現在のように自筆のメモ書きで残された場合、正式な遺言書としての効力はないでしょう。遺言書には主に3種類があります。

①自筆遺言書 ②公正証書遺言 ③秘密証書遺言

一般的には、専門家が間に入ることで不備なく適正に扱われる「②公正証書遺言」が多く選ばれています。

ここで注意したいのは、義母が正式な遺言書でああなたの妻に全財産を相続すると記しても、姉に相続の権利が無くなるわけではありません。亡くなった方の兄弟姉妹以外の相続人には、相続財産の一定の割合を受け取る権利が認められており、これを「遺留分」といいます。ただし、「遺留分」は「請求して初めて発生する」権利です。

また、相続ではプラスの財産（預貯金や不動産など）だけでなく、マイナスの財産（借金、ローンなど）を引き継ぐことも忘れてはいけません。

次に、「生前贈与」についてお話しします。生前贈与は、文字どおり生きている間に贈与を行うことで贈与税が発生します。贈与税は、相続税率より高いですが、財産をもらう人あたり年間110万円の基礎控除があり、長期間に渡り資産を移転する場合に有効です。生前贈与を行う場合は、財産の査定などを事前に行い、専門家に相談するなど慎重な判断が必要です。

なお、60歳以上の父母また祖父母から、子や孫へ生前贈与した場合には【相続時精算課税制度】を選択することができます。この制度は最大2,500万円まで控除され、その後の金額に20%の税が課される制度で、贈与した翌年の2月～3月に申告すると、相続が発生した時に課税されます。

※注意※

相続時精算課税制度は、メリットとデメリットの双方が混在します。必ず専門家に相談し、ご自身のケースに合った選択をされることをお勧めします。

任意後見制度と家族信託について

Q.2

夫婦2人暮らし（健康状態：良好）で、近くに息子夫婦がいて遠方に嫁いだ娘がいる。小さなアパート経営をしており、預貯金も多少ある。今後に備え、自身が元気なうちに今後の財産管理なども含めて、任意後見制度を検討したいと思っている。任意後見人を息子とすることはできるか？

また、家族信託という制度もあると聞いた。教えてほしい。

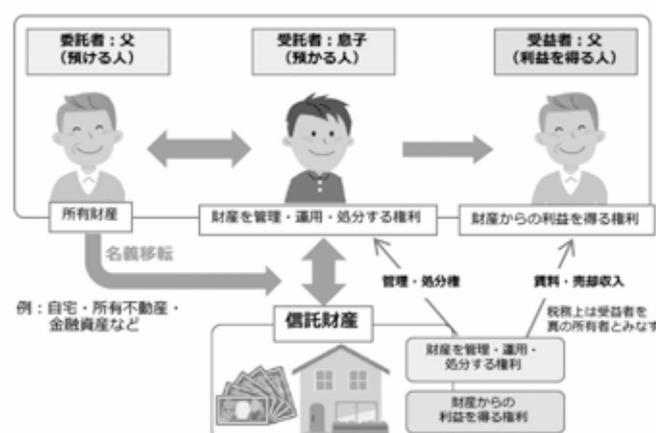
A.2

現在はお元気なので、今後の備えとして「任意後見制度」があります。この制度は、判断能力があるうちに、自己が判断能力を失ったとき、療養看護や財産管理に関する事務を任せる任意後見人を予め選定（任意後見契約の締結）しておくという制度で、成年後見制度の一つです。ご希望のとおり息子さんを任意後見人に選定することも可能です。

任意後見契約は、公正証書によって作成します。実際に判断能力が低下した時は、本人や任意後見受任者等が家庭裁判所に申し立て、「任意後見監督人」が選任されると、後見事務が開始されます。

また、「家族信託」は、家族に財産の管理、運用、処分を信託（任せる）する制度です。家族信託の場合、信託契約の時点（判断能力を失う以前）で受託者により定められた目的に従った資産の管理と運用が始まります。したがって、資産の管理や運用状況を委託者本人が見届けられるというメリットがあります。逆に判断能力があるうちから財産を家族が管理することになります。

【家族信託イメージ】



認知症診断後の相続放棄について

Q.3

弟が死亡し、子ども等はおらず、母（95歳）が推定相続人である。弟の財産は少しあったが、借金の方がより多い。

母は認知症で判断ができない状態であり、相続についてどのように対応すればよいか。

A.3

相続ではプラスの財産（預貯金や不動産など）だけでなく、マイナスの財産（借金、ローンなど）も引き継ぎます。あまりに借金が高額なため、支払うのが困難の場合、相続放棄の手続きをとることができます。相続開始を知ってから3か月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所に相続放棄の申述をする必要があります。必ず家庭裁判所に申述する必要があり、相続人が自分で相続放棄証書を作成して実印を押しても効力を生じませんからご注意ください。

ただ、今回の推定相続人であるお母さまは認知症を患っており、判断能力が不十分とみなされ法的手続きができません。この場合、まずは母親に成年後見人選任申し立ての手続きを取り、その後成年後見人が相続放棄の手続きを行うこととなります。成年後見人選任手続きに時間がかかり、3か月を過ぎる場合には、相続放棄手続きの期間延長の申し立てをしてください。

ポイント

相続した負債にも、消滅時効が適用されます。亡くなった方が長期にわたって支払っておらず、最後に支払ってから5年から10年以上（※借入金の種類や時期によって年数は異なります。あらかじめ専門家に確認してください。）経過しているときは、相続後、「時効援用」という手続きによって借金を返済する必要はなくなります。

<時効の援用とは>

長期間借金を支払っておらず「時効」が成立したときに「時効による利益を受けます」と債権者に通知することです。ただし、時効に必要な期間が経過しても「援用」をしなければ時効の効果が発生しません。相続した借金の時効を主張して支払を拒みたい場合には、必ず「時効援用」をしましょう。

預貯金の仮払い制度

Q.4

故人の預貯金を葬儀費用に使いたいが、可能か。

A.4

遺産分割における公平性を図りつつ、相続の資金需要に対応できるよう、預貯金の払戻し制度が2019年7月1日から施行されています。預貯金の仮払い制度によって、遺産分割協議の成立前であっても相続人全員の合意がなくても一定額の預貯金の引き出しができることになりました。次の方法で仮払いを受けることができます。

① 金融機関の窓口で直接仮払いの請求をする

遺産である預貯金の一定額までについては、家庭裁判所での手続きを経ることなく引き出すことができるようになりました。ただしこの仮払い方法には上限があり、原則は次の計算式で計算された金額となります。

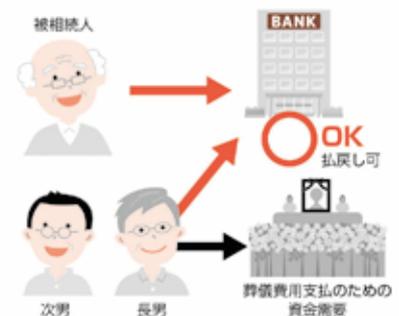
相続開始時の預貯金債権の額（口座基準）× 1/3 × 当該払い戻しを行う共同相続人の法定相続分
※一金融機関の上限は150万円までです。

【例】

預貯金の額が1,500万円で、法定相続人が子ども2人（長男・次男）の家族で長男が預貯金を金融機関で仮払い請求した場合

■ $1,500 \text{万円} \times 1/3 \times 1/2 = 250 \text{万円}$

となりますが、上限は150万円のため長男が引き出せるのは最大150万円ということになります。



② 家庭裁判所に仮払いの申し立てをする

家庭裁判所に仮払いの申し立てをすることによって、預貯金の引き出しを行うことができる制度です。「仮払いの保全処分」と言います。保全処分には上限が無く、仮払いの必要性が認められた場合は他の共同相続人の利益を害しない限り仮払いを受けることができます。

○詳しくは、当相談窓口や弁護士に確認をされるとよいでしょう。

老齢基礎年金と在職老齢年金について

Q.1

老齢基礎年金とその請求方法について教えてほしい。
また在職老齢年金とその支給条件について教えてほしい。

A.1

老齢基礎年金は、国民年金（20歳以上の60歳未満のすべての国民が加入する、基礎的な年金）の保険料を支払っている期間および保険料支払を免除されている期間が合計10年以上である方が受給可能な年金で、対象となる方が65歳となる3ヶ月前に年金事務所から年金請求書が送られます。必要事項を記入し、65歳の誕生日の前日以降に添付書類とともに年金事務所に送付してください。

なお老齢基礎年金は、繰り上げ支給（60歳から65歳以前のある時点から年金を受け取り開始すること。年金受給月額通常より減少します。）、および繰り下げ支給（65歳以降、70歳までのある時点から年金の受け取りを開始すること。年金受給月額は通常より増加します。）を選ぶことができます。繰り上げ支給については希望の時点で年金事務所に相談ください。繰り下げ支給については、年金請求書に記載することで申し込むことが可能です。

在職老齢年金は、60歳以上の方が厚生年金の適用事業所に勤務しながら受け取ることができる老齢厚生年金のことを言います。老齢厚生年金は厚生年金（サラリーマンや会社員などが主に加入する、国民年金に上乗せして支給される年金）加入者に対し、60歳から支給される年金です。

年金の基本月額（年金額を12で割った額）と総報酬月額相当額（毎月の賃金＋1年間の賞与を12で割った額）の合計額が、60歳以上65歳未満の方については28万円を超えた場合、65歳以上の方については47万円を超えた場合、一部が支給停止となります。この28万円および47万円については令和2年度の条件となり、毎年度見直されます。（※R4.4からは60歳～65歳未満も「47万円」になります。）

なお、70歳未満の方で厚生年金の適用事業所に勤務している方は、年金を受けていても厚生年金保険に加入し保険料を支払うこととなります。

いずれも、加入者・受給者の詳細状況によっては上記と異なることがあるため、年金事務所にご確認ください。

年金生活者支援給付金

Q.2

年金生活者支援給付金とはどのような制度か？

A.2

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金生活者を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。主に「老齢年金生活者支援給付金」について説明します。※出典 厚生労働省「年金生活者支援給付金について」

◆老齢年金生活者支援給付金

支給要件	① 65 歳以上の老齢基礎年金の受給者 ② 同一世帯の全員が市町村民税非課税 ③ 「前年の公的年金等の収入金額と「その他の所得（給与所得や利子所得等）」との合計額が、879,900 円以下
給付金額（月額）	国民年金の保険料納付済期間に基づく額 = 5,030 円※ 1 × 保険料納付済期間（月数） / 480 月 国民年金の保険料免除期間に基づく額 = 約 10,856 円※ 2 × 保険料免除期間（月数） / 480 月 ※ 1 毎年度、物価変動に応じて改定。 ※ 2 老齢基礎年金満額（月額）の 1/6（保険料全額免除、3/4 免除、半額免除期間の場合）。ただし、保険料 1/4 免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の 1/12（約 5,428 円）。

◆障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金（参考）

支給要件	障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること、かつ、前年の所得が 462 万 1,000 円以下であること（障害年金・遺族年金等の非課税収入を除いた所得。なお、扶養親族等の数に応じてこの所得基準額は変動）
給付金額（月額）	障害基礎年金（2 級）の受給者 … 5,030 円 障害基礎年金（1 級）の受給者 … 6,288 円 遺族基礎年金の受給者 … 5,030 円

（注）金額については、令和 2 年 8 月時点

○詳しくは、当専門相談窓口か、お近くの年金事務所 P41「県・各種機関が実施している窓口」にてご確認ください。

年金受給権の評価方法

Q.1

年金受給権の評価方法とはどのようなものか。

A.1

※出典国税庁ホームページ

「年金受給権の評価方法」(相続税法 24 条)とは、生命保険契約による年金受給権(年金を受け取る権利)を相続や贈与によって取得した場合の評価方法のことです。

◆個人年金保険で贈与税の対象となる場合

契約者 (A)	被保険者 (B)	年金受取人 (B)
---------	----------	-----------

など、契約者と年金受取人が異なる場合。

◆死亡保険金を年金形式で受け取り、相続税の対象となる場合

契約者 (A)	被保険者 (A)	年金受取人 (B)
---------	----------	-----------

など、契約者と被保険者が同一の場合

◆相続・贈与が年金受取開始以後の場合(年金受取開始となるものを含む)

評価の方法については複数あり、下記の3つうちいずれか多い額が年金受給権の評価額(年金の権利評価額)となります。

1. 年金受給権を取得した時点での解約返戻金相当額
2. 年金に代えて一時金の給付を受けられる場合は一時金の金額
3. 年金の残余期間に応じた、一年当たりの平均額に予定利率による複利年金原価率をかけた額

(予定利率とは、生命保険の保険料の計算等に用いられる基礎率の1つです)

どれが適用になるかは個別ケースで異なるので、当専門相談窓口で確認されるとよいでしょう。

相続税・贈与税の対象となった年金の所得税(参考)

相続税法 24 条で評価した後の年金に対する所得税の課税は以下のとおりです。

受け取る年金のうち、相続税・贈与税の課税対象になった部分は所得税・住民税の課税対象になりませんが、それ以外の部分は2年目以降、所得税・住民税の課税対象になります。

2年目以降の課税部分は経過年数ごとに同額ずつ段階的に増加する簡便な計算方法(単位計算)を用います。なお、1年目は非課税です。

計算式は年金の種類や、相続税(贈与税)評価割合などによって異なります。

不動産の譲渡について

Q.2

現在、父親と同居をしている。3年前まで市外で父が一人暮らしをしていた住宅があるが、空き家のままになっており、気になっている。処分した場合にどのような税金がかかるか？

また、最近よく耳にする「空き家控除」についても教えてほしい。

A.2

不動産を売却したことによって生じた所得を譲渡所得といいます。譲渡所得に対しては、他の所得と分離して所得税と住民税が課税されます。なお、譲渡所得がマイナスの場合には課税されることはありません。

$$\text{譲渡所得} = \text{譲渡価額} - \text{取得費} - \text{譲渡費用}$$

譲渡価額とは売却額です。取得費とは購入額（但し、使用した期間の経過で価格が減少する資産は償却費相当額を控除した額）になります。

譲渡費用は、仲介手数料や測量費など譲渡に要した費用となります。

<譲渡費用>

- ①売却時の仲介手数料
- ②売却時の広告費や測量費
- ③売却時の売買契約書に貼付した印紙税
- ④売却に伴い発生した立退料
- ⑤売却に伴い発生した建物等の取り壊し費用

<課税額>

- ・長期譲渡所得（所有期間から5年超） 15%
- ・短期譲渡所得（所有期間から5年以下） 30%
- ・購入額不明の場合 売却額の5%を購入額とみなす

(注) 2013年から2037年までは、復興特別所得税として各年分の基準所得税額の2.1%を所得税と併せて申告・納付することになります。

空き家特例の対象になるかなど、詳しい内容は専門家にご相談ください。

相続空き家の3,000万円控除とは？

相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除します。

また、本特例措置については2019年12月31日までとされていた適用期間が2023年12月31日までに延長されることとなり、特例の対象となる相続した家屋についても、老人ホーム等に入居していた場合（一定要件を満たした場合に限ります。）も対象に加わることとなりました。

この拡充については2019年4月1日以後の譲渡が対象です。[参考：国土交通省ホームページ]

ひとり暮らしの父の介護

Q.1

ひとり暮らしをしている父の様子について相談がある。

母が亡くなり半年ほど過ぎたころから頑固さが増し、どう接したらよいか分からなくなってきている。

これまで私が家事など身の回りの世話と年金などの金銭管理をし、兄とともに定期的に父の様子を見に行くようにしているが、ここ最近は物言いが強くなる一方で、一日に何度も電話を掛けてくるようになった。

心配に思い、介護予防デイサービス事業にも参加を促したこともあるが、一度参加した後はかたくなに行くことを拒んでおり、他に配食サービスも拒否している。

現在は先月に転倒したため入院中で、近々退院の予定である。今後の接し方も含めて、どのような準備をしておくよいか？

A.1

お父様へのご支援、大変ですが頑張っておられるのですね。

お父様は、お母様が亡くなり、寂しさや心細さ、不安などから、何度も電話を掛けてきていたのかもしれませんがね。不安や自信がなくなるなどして、つい物言いが強くなっているのかもしれませんが。家族に強く当たるのも、心の中で頼っている裏返しかもしれません。

今後のことについては、おひとりでは抱え込まず、お兄様はもちろん、お住まいの地域包括支援センターやケアマネジャーなど専門家に相談しましょう。

退院後の対応や、必要な介護（予防）サービスなどを、お父さまの意見・希望なども聞きながら相談するとよいと思います。また、退院されてしばらくは、あなたとお兄様とで協力し、お父様に電話を掛けあうなどするとよいと思います。

なお、お父様がデイサービスや配食サービスを拒まれるのには理由があると思います。どうしてなのかを踏まえた上で、生活の中でお父様ご本人の興味のあることや楽しみを増やせるように考えていきたいものです。

家族を介護することは、介護者が孤立しやすいものです。すべてを背負うのではなく、介護サービスを利用したり、地域の「介護家族の会」などに参加し相談しあえる仲間をつくらたりすることはとても大切です。

高齢者の消費者被害・詐欺被害の防止

Q.2

軽い認知症のある叔母が、家族の留守中に業者から電話があり、その後来訪し勧誘され、自宅の屋根と外壁のリフォーム工事を契約してしまった。断るようにならぬうちに、翌日、電話で断わったにもかかわらず別の担当者が来訪し、新たに契約させたようだ。その契約書は見当たらず、叔母に聞いてもよく覚えていないと言う。このような場合どうしたらよいか。

A.2

まずは、お近くの「消費生活センター（p40）」に相談しましょう。「クーリング・オフ」の手続きがとれる可能性があります。クーリング・オフ制度の対象とならない場合も、商品の嘘の説明による詐欺や誤認による契約取り消し、認知症により契約を判断する能力を欠いていたとして契約が無効となるケースもあります。次に予防策をとることも大切です。一度悪徳業者にひっかかると、再度電話や訪問がある場合があります。対応を下記にまとめましたのでご覧ください。

◆被害を未然に防いだり、拡大させないために

1. 判断能力がないことを理由に契約解除することは可能。
2. 無条件に契約解除できるクーリングオフ期間内にすみやかに対応する。
3. 担当のケアマネジャーまたは地域包括支援センターに相談し、関係者と情報共有し、常に異変がないか、人の目を多くして確認できる体制づくりをする。
4. 主治医に認知症の状況を確認し、契約等、法律上の手続き関係を本人に代わって実施できるようにする「成年後見制度（p15）」などによるサポートを受けることも検討しましょう。

◆オレオレ詐欺の電話などに対し被害防止対策としてできること [参考：警視庁ホームページ]

●相手を確認してから受話器を取りましょう。

- ・留守番電話を活用して、相手を確認し、不審な電話には出ないようにしましょう。
- ・慌てて受話器を取った時は、自分の名前を先に名乗るのはやめましょう。

●留守番電話のメッセージを吹き込み直すのも効果的です。

- 例①ご用件の方はお名前と用件をどうぞ、身内の方は合言葉をどうぞ。確認できなければ電話には出ません。
- 例②振り込め詐欺対策として、お名前とご用件を確認しています。不審な電話はすぐに警察に通報します。

●「通話録音装置」「自動着信拒否装置」も効果的です。

会話を録音する「通話録音装置」や悪質商法等に用いられた電話を自動で拒否する「自動着信拒否装置」を取りつけることも効果的です。詳しくは市区町村の役所や消費生活センターにご相談ください。

認知症高齢者を見守るネットワークとは

Q.1

近くに兄夫婦が住んでいる。義姉は認知症で要介護3であり、兄が介護している。最近、義姉が昼に1人で出かけて、夜遅くに警察官に連れられて戻ってきたことがあったようだ。兄夫婦を何か支援できないか。また兄は現在健常だが、高齢であり、兄夫婦の将来が心配である。どのような対応策が考えられるか。

A.1

認知症は人によって様々な傾向がありますが、認知症の症状によっては、外出中に自分がどこにいるのか、自分の家がどこなのかわからなくなり、行方不明になってしまうこと（徘徊）があります。認知症における徘徊で共通するのは介護者の方の負担がとても大きい点です。今後、ことづてもなく外出すること、保護されて戻ることが再度あるようであれば、事前に対応策を検討しておくことが大切です。

①本人の言葉に耳を傾ける

不安や焦りが募って徘徊に繋がるケースがありますので役割を見つけて、安心できる「居場所」をつくっていくことが大切です。安全のため、と必要以上に行動を制限せず、必要とされていることを感じて生き活きとした時間を過ごすことができるよう関わりましょう。

②地域のネットワークの有用性

地域に認知症を正しく理解し、見守ってくれる人が増えれば認知症の人やその家族は安心して地域で暮らしていくことができます。市や警察署をはじめ、地域包括支援センターや社会福祉協議会・市内協力事業所・地域の民生委員等関係機関では、行方不明になった認知症の人の早期発見・保護を目的とした認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワークなどの取組を実施しています。まず相談窓口（地域包括支援センター、P18～P32 記載）に問い合わせてみて、該当していれば利用を申し込みましょう。

③専門医療機関や介護サービスの活用

在宅介護サービス（デイサービスなど）の利用や認知症の専門医療機関へ受診し助言を求めましょう。

※徘徊という表現の使用について

自治体などでは徘徊という表現を使わない動きが広がっておりますが、言い換える言葉がまだ全国的に統一されていないことから、この文章では徘徊という表現を一部使用しております。ご了承ください。

介護放棄が疑われるケースについて

Q.2

ケアマネジャーをしている。担当している女性（80代 要介護3：認知症あり）は夫と2人暮らしである。立位困難な方で、普段は介護ベッドや布団もない部屋で横になって過ごしている。夫は基本的に別部屋で過ごし妻の介護している様子もなく、長時間不在にすることも度々あり放尿などもみられるなど、介護放棄が疑われる。どのように対応すればよいか。

A.2

介護疲れによる肉親の虐待などが後を絶たないことを受け、高齢者虐待防止法が2006年4月に施行されました。同法では、養護者による「高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置」も高齢者虐待の一つとされており、家庭内でこのような状況が疑われる事例を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならないと義務付けられています。「もし違っていたら…」、「人間関係が悪くなるのでは…」と不安に思うかもしれませんが、高齢者虐待防止法には通報者を明らかにしないことが明記されています。誰かが動き始めなければ重大な事故につながるかもしれません。虐待かもと思ったら、お住まいの市町の高齢者虐待および養護者支援に関する相談等窓口や地域包括支援センターにご相談ください。（本手引きP33～P42参照）なお、通報を受けた市町村は虐待防止や高齢者保護のための適切な措置をとると定められており、事実確認や立ち入り調査などができると規定しています。

介護放棄のほかにも、身体的虐待や心理的虐待、経済的虐待などもあります。高齢者の権利が侵害されている状況が高齢者虐待と言えます。高齢者が安心して地域で本人らしい暮らしができるように、早期発見や、高齢者自身の悩みや養護者の介護上の不安・不満等を解消、軽減することが大切です。

高齢者虐待について

虐待は、たたいたり、食事を与えなかったりという目に見えるものだけではありません。高齢者虐待とは、高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことをいいます。高齢者虐待防止法では、高齢者（※1）に対して行われる養護者（※2）や養介護施設従事者等（※3）による次のような行為を高齢者虐待として位置付けています。

※1 高齢者 … 65歳以上の人

※2 養護者 … 高齢者を現に養護（介護・世話）している家族、親族、同居人等

※3 養介護施設従事者等 … 老人福祉法および介護保険法で規定された施設・事業所の業務に従事する人

こんなことが虐待になります



高齢者の権利が侵害される
状況が高齢者虐待です！
安心して、地域の中で本人
らしい暮らしができるよう
早期発見・後期解決を！

虐待に気づいた人には
通報義務があります！

早期発見のために

様々な虐待ケースで介護を受ける高齢者や家族が何らかのサインを発しています。深刻な状況になることを防ぎ、高齢者や介護者を支えるため、高齢者虐待の可能性を早期に発見できるサインがあります。

※高齢者虐待発見チェックリストは「高齢者虐待防止の手引き」を参照してください。詳しくは、福井県ホームページ（長寿福祉課）をご覧ください。

地域からのサイン

- 自宅から高齢者や介護者、家族の怒鳴り声や悲鳴、うめき声、物が投げられる音が聞こえる
- 庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している
- 郵便受けや玄関先等が1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり電気メーターがまわっていない
- 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしば見られる
- 家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている
- 近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる

養護者の態度にみられるサイン

- 高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる
- 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる
- 他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる
- 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしば見られる
- 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする
- 経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない
- 保健、福祉の担当者とうの嫌うようになる
- 高齢者の身なりが適切でない（汚れが目立つ、尿臭がする、季節に合っていない）
- 介護保険サービス利用を拒否する（回数を減らす、中止するなど）

「成年後見制度」について

<成年後見制度とは>

成年後見制度とは、認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みとして、平成12年4月1日からスタートした制度です。

成年後見制度は、大きく分けると、「法定後見制度」と、「任意後見制度」の2つがあります。

<法定後見>

判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、家庭裁判所が成年後見人等を選任します。

	補 助	保 佐	後 見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が全くない方
成年後見人等が同意または取消することができる行為（※1）	申立により家庭裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立により家庭裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為（※3）	申立により家庭裁判所が定める行為	申立により家庭裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。

※3 本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

※ 補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、ご本人の同意が必要です。

<任意後見>

「任意後見」は、本人の判断能力が十分なうちに、あらかじめ自らが選んだ人（任意後見受任者）と契約を結び、判断能力が不十分な状況になったときに備えるものです。

任意後見契約は、公証役場で公正証書によって結びます。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てることができるのは、本人・配偶者・四親等内の親族または任意後見受任者です。

<相談窓口>

詳しくは、家庭裁判所、地域包括支援センター（p18～31）等にお問い合わせください。

「福祉サービス利用援助事業」について

認知症高齢者、知的障がい・精神障がいなどのある方々で、

- 福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない
- 預貯金の出し入れや日常の金銭管理に不安がある
- 訪問販売で、高額な商品をすすめられて困る

このような悩みごとを抱えている場合は、下記の

「高齢者・障がい者日常生活自立支援センター（各市町の社会福祉協議会内に設置）」
 でご相談ください。

〔相談時間〕 月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日、年末年始は除く）

※相談無料・秘密厳守

お住まいの市町	実施機関	
福 井 市	福井市社会福祉協議会	TEL 0776-22-0225
敦 賀 市	敦賀市社会福祉協議会	TEL 0770-22-3133 ※ 8：30～17：30
小 浜 市	小浜市社会福祉協議会	TEL 0770-56-5800
大 野 市	大野市社会福祉協議会	TEL 0779-65-8773
勝 山 市	勝山市社会福祉協議会	TEL 0779-88-1177
鯖 江 市	鯖江市社会福祉協議会	TEL 0778-51-1839
あ わ ら 市	あわら市社会福祉協議会	TEL 0776-73-2253
越 前 市	越前市社会福祉協議会	TEL 0778-22-8500
坂 井 市	坂井市社会福祉協議会	TEL 0776-68-5070
永 平 寺 町	永平寺町社会福祉協議会	TEL 0776-64-3000
池 田 町	池田町社会福祉協議会	TEL 0778-44-7750
南 越 前 町	南越前町社会福祉協議会	TEL 0778-47-3767
越 前 町	越前町社会福祉協議会	TEL 0778-34-2388
美 浜 町	美浜町社会福祉協議会	TEL 0770-32-1164
高 浜 町	高浜町社会福祉協議会	TEL 0770-72-2411
お お い 町	おおい町社会福祉協議会	TEL 0770-77-3415
若 狭 町	若狭町社会福祉協議会	TEL 0770-62-9005

福井県内の地域包括支援センター

ち いきほうかつ し えん 地域包括支援センターとは…

介護保険法で定められた地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。

総合相談支援、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの4つの機能を担います。

センターには、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士が配置され、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたっています。



● 県内地域包括支援センター

<p>名称所在地等</p>	<p>ほやねっと明倫 〒918-8105 福井市木田1丁目3308(うららの家内) TEL 0776-33-5777 FAX 0776-33-1612 E-mail: fukui-kyonan@hikarigroup.jp</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】 ①すまいるバス 木田・板垣ルート 「板垣中央公園口」下車 徒歩2分 ②京福バス 羽水高校線「南木田」 下車 徒歩5分</p>
<p>担当地区</p>	<p>福井市：木田・豊地区</p>	

<p>名称所在地等</p>	<p>ほやねっとあたご 〒918-8052 福井市明里町9-20(あたごデイサービス内) TEL 0776-33-6800 FAX 0776-33-6801 E-mail: atago@sensuikai.jp</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】 ①福井市コミュニティすまいるバス 西ルート(照手・足羽方面) 「明里町」下車</p>
<p>担当地区</p>	<p>福井市：足羽・湊地区</p>	

<p>名称所在地等</p>	<p>ほやねっと中央北 〒910-0017 福井市文京2丁目12-23(福島ビル1階) TEL 0776-28-7271 FAX 0776-63-5633 E-mail: hokatsushien@fmatsubara.com</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】 えちぜん鉄道、福井鉄道の田原町駅 下車 徒歩10分(600m程) フェニックス通り沿い、三菱自動車 北側</p>
<p>担当地区</p>	<p>福井市：春山・宝永・松本地区</p>	

名称所在地等	<h2>ほやねっと不死鳥</h2> <p>〒910-0859 福井市日之出4丁目3-12 (福井市ふれあい公社内) TEL 0776-20-5683 FAX 0776-27-5852 E-mail: hoya-net@fureai-kousha.jp</p>	
交通案内・略図		【交通案内】 ①福井市コミュニティすまいるバス 城東・日之出方面「ふれあい公社前」下車すぐ ②京福バス福井駅前1番のりば 大学病院線 福井大学病院行「日之出小学校前」下車 徒歩3分 ③えちぜん鉄道三国芦原線 三国港行「新福井」下車 徒歩5分
担当地区	福井市：順化・日之出・旭地区	

名称所在地等	<h2>ほやねっとあずま</h2> <p>〒918-8235 福井市和田中町舟橋7-1 (福井県済生会病院東館内) TEL 0776-28-8511 FAX 0776-28-8111 E-mail: h-azuma@fukui.saiseikai.or.jp</p>	
交通案内・略図		【交通案内】 ①京福バス福井駅西口バスターミナル5番のりばより 病院玄関前「済生会病院停留所」JR福井駅
担当地区	福井市：和田・円山地区	

名称所在地等	<h2>ほやねっと大東</h2> <p>〒910-0835 福井市丸山町40-7 (愛全園内3階) TEL 0776-53-4092 FAX 0776-53-4093 E-mail: daito@asuwafukushikai.jp</p>	
交通案内・略図		【交通案内】 ①京福バス福井駅西口1番のりば 大願寺・心臓センター行き 福井心臓センター前 徒歩5分 ②えちぜん鉄道 勝山線 勝山行き「えちぜん新保」下車 徒歩5分
担当地区	福井市：啓蒙・岡保・東藤島地区	

● 県内地域包括支援センター

<p>名称所在地等</p>	<p>ほやねっと九頭竜 〒910-8513 福井市高木中央3丁目1701（藤島園内） TEL 0776-57-0040 FAX 0776-52-1212 E-mail: hoyanet-e@car.ocn.ne.jp</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】 京福バス福井駅前11番乗り場から「福井大学病院行き」乗車、「藤島園前」下車</p>
<p>担当地区</p>	<p>福井市：中藤島・森田地区</p>	

<p>名称所在地等</p>	<p>ほやねっと北 〒910-0067 福井市新田塚1丁目42-1（福井総合クリニック内） TEL 0776-25-2510 FAX 0776-25-8263 E-mail: kita-houkatsu@kha.biglobe.ne.jp</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】 ①京福バス福井駅前10番のりば福井総合病院線福井総合クリニック経由、約20分 ②えちぜん鉄道三国線、「新田塚駅」下車 徒歩1分</p>
<p>担当地区</p>	<p>福井市：河合・西藤島・明新地区</p>	

<p>名称所在地等</p>	<p>ほやねっとみなみ 〒918-8017 福井市下荒井町20-6（水谷ビル1階） TEL 0776-43-1316 FAX 0776-43-1317 E-mail: fukui-minami@kzd.biglobe.ne.jp</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】 ①福鉄バス杉の木台行き 下荒井口バス停より徒歩2分 福鉄バス杉の木台行き 神社前バス停より徒歩4分 ②コミュニティバス清明循環線 大島・下荒井ルート（大島先回り）ベル前～さくら病院 約10分 江端ルート（江端先回り）江端駅東口～さくら病院 約5分</p>
<p>担当地区</p>	<p>福井市：清明・麻生津地区</p>	

名称所在地等	<h2>ほやねっと社</h2> <p>〒918-8027 福井市福1丁目1710 TEL 0776-36-1246 FAX 0776-36-0156 E-mail : yashirohoukatu@asamutuen.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <p>①京福バス運動公園7・8番乗り場より団地入口バス停下車徒歩1分 ②京福バス清水グリーンライン8番乗り場より、福町北バス停下車徒歩1分</p>
担当地区	福井市：社北・社西・社南地区	

名称所在地等	<h2>ほやねっと光</h2> <p>〒918-8063 福井市大瀬町23字101(東安居苑2階) TEL 0776-35-0313 FAX 0776-35-0301 E-mail : h-hikari@mx5.fctv.ne.jp</p>	
交通案内・略図		<h3>こしの相談所</h3> <p>〒910-3553 福井市蒲生町1-90-1(こしの渚苑内) TEL 0776-65-0699</p> 
交通案内	<p>【交通案内】</p> <p>①京福バス福井駅前：「西学園町」下車</p>	<p>【交通案内】</p> <p>①京福バス福井駅前：「蒲生」下車</p>
担当地区	福井市：東安居・日新・安居・一光・殿下・清水西・清水東・清水南・清水北・越迺地区	

● 県内地域包括支援センター

<p>名称所在地等</p>	<p>ほやねっと川西 〒910-0046 福井市南榑原町 20 字大畑 2 (福井リハビリテーション病院内) TEL 0776-59-1551 FAX 0776-59-1556 E-mail : fukuikawanishi@otaki-hp.or.jp</p>	<p>あゆかわ相談所 〒910-3402 福井市鮎川町107-2-2 TEL 0776-88-2011</p>
<p>交通案内・略図</p>	 <p>【交通案内】 京福バス川西・三国線または鮎川線 山形バス停車 徒歩1分</p>	 <p>【交通案内】 京福バス鮎川線 国見校前バス停車 徒歩2分</p>
<p>担当地区</p>	<p>福井市：宮ノ下・大安寺・鶉・本郷・棗・鷹巣・国見地区</p>	
<p>名称所在地等</p>	<p>ほやねっと東足羽 〒918-8537 福井市下六条町201(福井厚生病院内) TEL 0776-41-4135 FAX 0776-41-3714 E-mail : higashiasuwa@koseikaigroup.jp</p>	<p>すいだに相談所 〒910-2346 福井市榑谷町12-9-2 TEL 0776-90-3858 FAX 0776-90-3839</p>
<p>交通案内・略図</p>	 <p>【交通案内】 JR 福井駅より京福バス利用 羽水高校線「羽水高校行き」 または戸の口線「西大味」行き乗車 「産業会館厚生病院前」下車 厚生病院内</p>	 <p>【交通案内】 ①京福バス福井駅前9番乗り場より「大野線」乗車、美山駅前下車 徒歩10分 ②JR福井駅より越美北線乗車、美山駅下車 徒歩10分</p>
<p>担当地区</p>	<p>福井市：酒生・一乗・上文殊・文殊・六条・東郷・美山地区</p>	

<p>名称所在地等</p>	<h2 style="text-align: center;">敦賀市地域包括支援センター「長寿」</h2> <p style="text-align: center;">〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号（敦賀市役所長寿健康課内） TEL 0770-22-8181 FAX 0770-22-8179 E-mail : houkatsu@ton21.ne.jp</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①コミュニティバス敦賀駅より乗車、市役所前下車 徒歩1分 ②福鉄バス敦賀駅より乗車、合同庁舎前下車 徒歩5分
<p>担当地区</p>	<p>敦賀市全域</p>	

<p>名称所在地等</p>	<h2 style="text-align: center;">敦賀市地域包括支援センター「あいあい」</h2> <p style="text-align: center;">〒914-0047 敦賀市東洋町4番1号（敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内） TEL 0770-22-7272 FAX 0770-22-3785 E-mail : t-shakyo@iris.ocn.ne.jp</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①敦賀駅から敦賀市コミュニティバス「中央線」乗車、あいあいプラザ下車すぐ ②敦賀ICから車で10分
<p>担当地区</p>	<p>敦賀市：北・南・西・松原・西浦・東浦・東郷・中郷・愛発地区</p>	

<p>名称所在地等</p>	<h2 style="text-align: center;">敦賀市地域包括支援センター「なごみ」</h2> <p style="text-align: center;">〒914-0131 敦賀市公文名1号6番（つるが生協在宅総合センター「和」内） TEL 0770-21-7530 FAX 0770-25-4352 E-mail : kumiko.tojima@fukui-min-iren.com</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】</p> <p>敦賀駅から敦賀市コミュニティバス乗車「公文名口」下車 徒歩10分</p>
<p>担当地区</p>	<p>敦賀市：栗野地区</p>	

● 県内地域包括支援センター

<p>名称所在地等</p>	<p>小浜市地域包括支援センター 〒 917-0075 小浜市南川町 4-31 (健康管理センター内) TEL 0770-64-6015 FAX 0770-53-3480 E-mail : sien@city.obama.fukui.jp</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① JR 小浜駅より車で 5 分 ② あいあいバス健康管理センター線 (月・水・金) 「健管センター」下車
<p>担当地区</p>	<p>小浜市：小浜・雲浜・西津・内外海・加斗地区</p>	

<p>名称所在地等</p>	<p>小浜市社会福祉協議会地域包括支援センター(サン・サンホーム小浜内) 〒 917-0241 小浜市遠敷 84-3-4 TEL 0770-56-5855 FAX 0770-56-5810 E-mail : houkatsu@obama-shakyo.or.jp</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東小浜駅より徒歩 1 分
<p>担当地区</p>	<p>小浜市：国富・宮川・松永・遠敷・今富・口名田・中名田地区</p>	

<p>名称所在地等</p>	<p>大野市地域包括支援センター 〒 912-0084 大野市天神町 1-19 多田記念大野有終会館 (結とぴあ) TEL 0779-65-5046 FAX 0779-66-0294 E-mail : kenko@city.fukui-ono.lg.jp</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① JR 越前大野駅から徒歩 15 分 ② 京福バス大野線 京福バス勝山大野線「大野六間」下車、徒歩 10 分 ③ 越前おおのまちなか循環バス「結とぴあ」下車
<p>担当地区</p>	<p>大野市全域</p>	

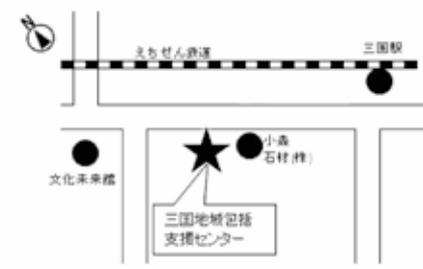
名称所在地等	<h2>勝山市地域包括支援センター「やすらぎ」</h2> <p>〒911-0035 勝山市郡町1丁目1-50 TEL 0779-87-0900 FAX 0779-87-3522 E-mail : hokatsu@city.katsuyama.lg.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】 コミュニティバスぐるりん「勝山駅前」よりぐるりん中部方面乗車、「すこやか」下車</p>
担当地区	勝山市全域	

名称所在地等	<h2>鯖江市地域包括支援センター</h2> <p>〒916-8666 鯖江市西山町13-1 TEL 0778-53-2265 FAX 0778-51-8157 E-mail : SC-ChochuFuku@city.sabae.lg.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】 ① JR本線鯖江駅からつつじバス乗車、「市役所」で下車 ② 福井鉄道福武線西山公園駅下車、徒歩10分</p>
担当地区	鯖江市全域	

名称所在地等／担当地区	<h3>鯖江地区地域包括支援サブセンター</h3> <p>〒916-0025 鯖江市旭町4-4-9 (木村病院内) TEL 0778-51-0112</p>	鯖江地区 新横江地区
	<h3>神明地区地域包括支援サブセンター</h3> <p>〒916-0022 鯖江市水落町2-30-1 (鯖江市社会福祉協議会内) TEL 0778-51-2840</p>	神明地区
	<h3>鯖江東地区地域包括支援サブセンター</h3> <p>〒916-0033 鯖江市中野町33-20-1 (鯖江ケアセンターみどり荘内) TEL 0778-54-0513</p>	中河地区・片上地区・北中山地区・河和田地区
	<h3>鯖江西地区地域包括支援サブセンター</h3> <p>〒916-0001 鯖江市吉江町31-7-1 (エレガントセニールガーデン内) TEL 0778-53-2776</p>	立待地区・吉川地区・豊地区

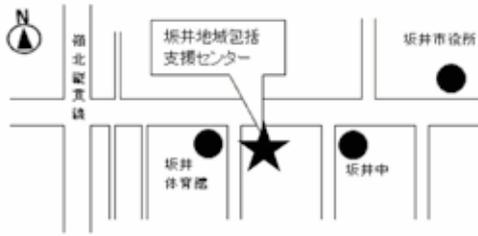
● 県内地域包括支援センター

<p>名称所在地等</p>	<p>あわら地域包括支援センター 〒 919-0692 あわら市市姫三丁目 1-1 (あわら市役所健康長寿課内) TEL 0776-73-8046 FAX 0776-73-5688 E-mail: choju@city.awara.lg.jp</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① JR 芦原温泉駅より徒歩 15 分 ② 京福バスにて「あわら市役所前」で下車、徒歩 1 分
<p>担当地区</p>	<p>あわら市全域</p>	

<p>名称所在地等</p>	<p>坂井市三国地域包括支援センター 〒 913-0046 三国町北本町二丁目 6-65 TEL 0776-82-1616 FAX 0776-82-6116 E-mail: sami-houkatsu@s-shinseikai.jp</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① えちぜん鉄道「三国駅」下車、徒歩 1 分 ② 坂井市コミュニティバス ぐるっと坂井「三国駅前」下車、徒歩 1 分
<p>担当地区</p>	<p>坂井市：三国町</p>	

<p>名称所在地等</p>	<p>坂井市丸岡地域包括支援センター 〒 910-0246 丸岡町西瓜屋 15-12 福井新聞社ビル1階 TEL 0776-68-1130 FAX 0776-68-1129 E-mail: houkatu@akanekai.jp</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 坂井市コミュニティバス ぐるっと坂井「丸岡バスターミナル」下車、徒歩 1 分 ② 京福バス「丸岡バスターミナル」下車、1 分
<p>担当地区</p>	<p>坂井市：丸岡町</p>	

名称所在地等	<h2>坂井市春江地域包括支援センター</h2> <p>〒919-0463 春江町江留上昭和119 TEL 0776-43-0227 FAX 0776-43-0228 E-mail: houkatu221@po4.nsk.ne.jp</p>	
交通案内・略図		【交通案内】 ①坂井市コミュニティバス ぐるっと坂井「江留上昭和」下車、徒歩2分。 ②JR「春江駅」下車、徒歩15分、車で5分
担当地区	坂井市：春江町	

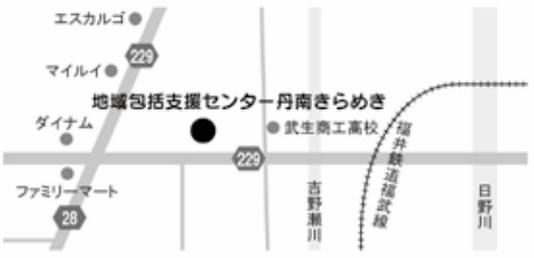
名称所在地等	<h2>坂井市坂井地域包括支援センター</h2> <p>〒919-0521 坂井町下新庄18-3-1 TEL 0776-67-5000 FAX 0776-67-2807 E-mail: sakaihoukatsu@triton.ocn.ne.jp</p>	
交通案内・略図		【交通案内】 ①坂井市コミュニティバス ぐるっと坂井「坂井老人センター」下車、徒歩1分 ②JR「丸岡駅」下車、徒歩17分
担当地区	坂井市：坂井町	

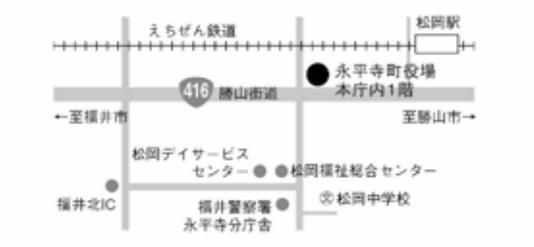
名称所在地等	<h2>越前市社会福祉協議会 地域包括支援センター</h2> <p>〒915-0057 越前市矢船町8-12-1 TEL 0778-22-6111 FAX 0778-22-8011 E-mail: info@echizen-shakyo.or.jp</p>	
交通案内・略図		【交通案内】 越前市市民バスのろっさ「畑町北口・みつわ前」または「矢船町」下車、徒歩5分(武生青果市場北側道路沿い)
担当地区	越前市：北日野地区・北新庄地区・味真野地区	

● 県内地域包括支援センター

<p>名称所在地等</p>	<p>しくら地域包括支援センター 〒915-0844 越前市妙法寺町413-414 TEL 0778-29-1188 FAX 0778-23-0900</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】 越前市市民バスのろっさ「妙法寺・ワイプラザ武生南店」下車 徒歩2分</p>
<p>担当地区</p>	<p>越前市：南地区・王子保地区・坂口地区</p>	
<p>名称所在地等</p>	<p>あいの樹地域包括支援センター 〒915-0814 越前市中央2丁目9-40 TEL 0778-42-5725 FAX 0778-42-5726</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】 越前市市民バスのろっさ「西小学校前」下車 徒歩3分</p>
<p>担当地区</p>	<p>越前市：西地区・神山地区・白山地区</p>	
<p>名称所在地等</p>	<p>地域包括支援センターメゾンいまだて 〒915-0207 越前市東樫尾町第8-38 TEL 0778-43-1888 FAX 0778-43-1877</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】 越前市市民バスのろっさ「東樫尾・メゾンいまだて前」下車</p>
<p>担当地区</p>	<p>越前市：栗田部地区・岡本地区・南中山地区・服間地区</p>	

<p>名称所在地等</p>	<p>地域包括支援センター和上苑 〒915-0096 越前市瓜生町33-12-2 TEL 0778-23-5255 FAX 0778-25-5801</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】 越前市市民バスのろっさ 「瓜生町」下車 徒歩4分</p>
<p>担当地区</p>	<p>越前市：国高地区・東地区</p>	

<p>名称所在地等</p>	<p>地域包括支援センター丹南きらめき 〒915-0801 越前市家久町49 字 TEL 0778-22-7776 FAX 0778-22-4655</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】 越前市市民バスのろっさ 「家久公園」下車 徒歩4分</p>
<p>担当地区</p>	<p>越前市：吉野地区・大虫地区</p>	

<p>名称所在地等</p>	<p>永平寺町社会福祉協議会地域包括支援センター 〒910-1192 吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地（永平寺町役場本庁内1階） TEL 0776-61-6166 FAX 0776-61-6167 E-mail : houkatsu@eiheijishakyo.jp</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】 ①えちぜん鉄道勝山永平寺線「松岡駅」下車、徒歩5分 ②コミュニティバス「役場前」下車</p>
<p>担当地区</p>	<p>永平寺町全域</p>	

● 県内地域包括支援センター

<p>名称所在地等</p>	<p>南越前町地域包括支援センター 〒 919-0292 南越前町東大道 29-1 (南越前町役場別館 1 階 保健福祉課内) TEL 0778-47-8009 FAX 0778-47-3605 E-mail: hoken@town.minamiechizen.lg.jp</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】 JR 南条駅下車、徒歩 5 分 国道 365 号線沿い。</p>
<p>担当地区</p>	<p>南越前町全域</p>	

<p>名称所在地等</p>	<p>南越前町社会福祉協議会地域包括支援センター 〒 919-0131 南越前町今庄 86-5-2 今庄福祉センター 2 階 (南越前町社会福祉協議会今庄支所内) TEL 0778-45-1170 FAX 0778-45-0183 E-mail: minasien@mx6.fctv.ne.jp</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>河野支所 〒 915-1113 南越前町甲楽城 7-31-1 河野保健福祉センター 1 階 (南越前町社会福祉協議会河野支所内) TEL 0778-48-2260 FAX 0778-48-7100</p>
<p>交通案内</p>	<p>【交通案内】 JR 今庄駅下車、徒歩 5 分 今庄診療所・今庄老人保健施設隣り</p>	<p>【交通案内】 河野シーサイド温泉 ゆうばえ・ 河野診療所隣り</p>
<p>担当地区</p>	<p>南越前町：今庄地区</p>	<p>南越前町：河野地区</p>

名称所在地等	<h2 style="text-align: center;">池田町地域包括支援センター</h2> <p style="text-align: center;">〒910-2511 今立郡池田町藪田 5-3-1</p> <p style="text-align: center;">TEL 0778-44-8008 FAX 0778-44-8009</p> <p style="text-align: center;">E-mail : hotplaza@town.ikeda.fukui.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①福井方面から京福バス池田線稲荷方面「藪田」バス停下車 徒歩5分 ②越前市方面から福鉄バス魚見、今立方面「藪田」バス停下車 徒歩5分 ③コミュニティバス「なかま号」ほっとプラザ下車
担当地区	池田町全域	

名称所在地等	<h2 style="text-align: center;">越前町地域包括支援センター</h2> <p style="text-align: center;">〒916-0192 丹生郡越前町西田中 13-5-1 (越前町役場内)</p> <p style="text-align: center;">TEL 0778-34-8729 (代) FAX 0778-34-0951</p> <p style="text-align: center;">E-mail : houkatsu@town.echizen.lg.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①福鉄バス神明駅(鯖江市)から越前町役場バス停下車 国道417号線沿い ②福鉄バス越前武生駅(越前市)から越前町役場バス停下車 ③コミュニティバス「フレンドリー号」越前町役場下車
担当地区	越前町全域	

名称所在地等	<h2 style="text-align: center;">美浜町地域包括支援センター</h2> <p style="text-align: center;">〒919-1192 三方郡美浜町郷市 25-25 (美浜町役場 健康福祉課内)</p> <p style="text-align: center;">TEL 0770-32-6704 FAX 0770-32-6050</p> <p style="text-align: center;">E-mail : kaigo@town.fukui-mihama.lg.jp</p>	
交通案内・略図		<p>【交通案内】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①JR 美浜駅より徒歩10分 ②コミュニティバス「美浜町役場」下車、または「はあとびあ」下車、徒歩2分 ③福鉄バス若狭線「美浜駅口」下車、徒歩8分
担当地区	美浜町全域	

● 県内地域包括支援センター

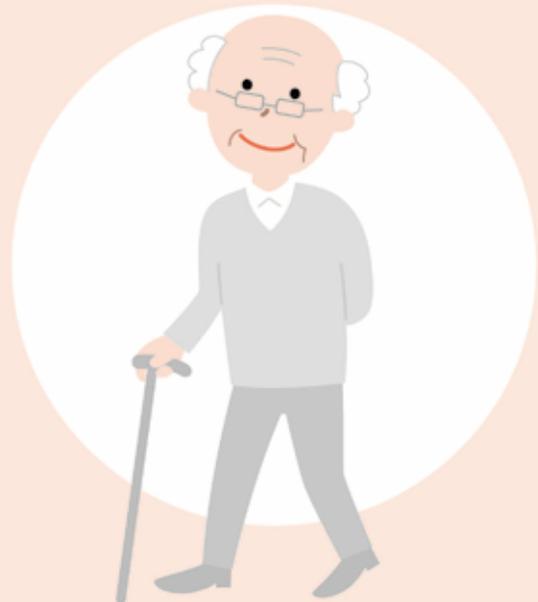
<p>名称所在地等</p>	<p>高浜町地域包括支援センター 〒 919-2201 高浜町和田 117-68 (高浜町保健福祉センター内) TEL 0770-72-6120 FAX 0770-72-6109 E-mail : fukushi@town.takahama.fukui.jp</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】</p> <p>① JR 若狭和田駅下車、徒歩 3 分 ② 国道 27 号線「若狭和田ビーチ」 交差点より、車 1 分</p>
<p>担当地区</p>	<p>高浜町全域</p>	

<p>名称所在地等</p>	<p>おおい町地域包括支援センター 〒 919-2111 大飯郡おおい町本郷 92-51-1 TEL 0770-77-2770 FAX 0770-77-3377 E-mail : houkatsu@town.ohi.lg.jp</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】</p> <p>JR 若狭本郷駅から川上行き路線バスに乗車（5分）「なごみ」下車、すぐ「保健福祉センターなごみ」内</p>
<p>担当地区</p>	<p>おおい町全域</p>	

<p>名称所在地等</p>	<p>若狭町地域包括支援センター 〒 919-1592 三方上中郡若狭町市場 20-18 TEL 0770-62-2702 FAX 0770-62-1049</p>	
<p>交通案内・略図</p>		<p>【交通案内】</p> <p>① JR 線「上中」駅下車、徒歩 5 分 ② JR バス「上中」下車、徒歩 5 分</p>
<p>担当地区</p>	<p>若狭町全域</p>	

福井県内の各種相談窓口一覧

- 総合的な相談窓口
- 福祉サービス・介護・健康などに関する相談窓口
- その他法律などに関する相談窓口
- 県・各種機関が実施している相談窓口



● 相談窓口一覧

◆ 総合的な相談窓口 ◆

市町名	名称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電話
福井市	地域包括ケア推進課	高齢者の日常生活に関すること	福井市大手3-10-1 (市役所別館)	不要	電話・来所	0776(20)5400
敦賀市	長寿健康課	高齢者の日常生活に関するさまざまな相談	敦賀市中央町2丁目1-1 (市役所)	不要	電話・来所	0770(22)8124
	敦賀市社会福祉協議会 福祉相談等 運営事業	法律相談、行政相談など定例日に専門 相談員が応じる	敦賀市東洋町4-1 (あいあいプラザ)	不要	来所	0770(22)3133 (代)
	敦賀市社会福祉協議会 福祉相談	福祉全般にわたる相談に社会福祉士等 が応じる			電話・来所	
小浜市	高齢・障がい者 元気支援課	高齢者の日常生活に関するさまざまな 相談支援	小浜市大手町6-3 (市役所)	不要	電話・来所・ 手紙・FAX	0770(64)6014
	小浜市社会福祉協議会 心配ごと相談	家庭問題、人権など生活上の相談を毎月 第2水曜午後1時～4時実施	小浜市速敷84-3-4 (サンサンホーム小浜)	不要	電話・来所	0770(56)5800
大野市	健康長寿課	高齢者の介護、虐待防止、権利擁護など 相談全般	大野市天神町1-19 (結とびあ)	不要	電話・来所 等	0779(65)5046
	大野市社会福祉協議会 心配ごと相談	生活上のさまざまな問題について社協 が委嘱した相談員が毎月第2・4木曜 の午前中に対応する	大野市天神町1-19 (結とびあ)	不要	来所	0779(65)8773
勝山市	健康長寿課	高齢者に関する様々な相談	勝山市郡町1-1-50 (福祉健康センターすこやか)	不要	電話・来所・ 手紙・FAX ・Eメール	0779(87)0900
	勝山市社会福祉協議会 福祉総合相談所	生活上の様々な問題や心配ごとに応じる。 専門相談(生活困窮相談、障がい 者相談)	勝山市郡町1-1-50 (福祉健康センターすこやか)	不要	電話・来所	0779(88)1177
鯖江市	長寿福祉課	高齢者の日常生活に関すること	鯖江市西山町13-1 (市役所)	不要	電話・来所・ 手紙・FAX ・Eメール	0778(53)2219
	鯖江市社会福祉協議会 心配ごと相談	民生委員・児童委員が日常生活に関する 様々な福祉に関する相談に応じる 毎月第2・4火曜 午後1時30分～午後3時	鯖江市水落2-30-1 (アイアイ鯖江)	不要	電話・来所	0778(51)0091
あわら市	健康長寿課	高齢者の生活上の様々な相談に応じる	あわら市市姫3-1-1 (市役所)	不要	電話・来所・ 手紙・FAX ・Eメール	0776(73)8022
	あわら市社会福祉協議会 心配ごと相談	あらゆる生活上の相談に応じる。 相談員(民生委員)	あわら市市姫2-31-6 (老人福祉センター「市姫荘」) あわら市二面32-16 (湯のまち公民館)	不要	電話・来所	0776(73)2253
越前市	長寿福祉課	高齢者に関する総合相談支援	越前市府中1-13-7 (市役所)	不要	電話・来所・ 手紙・FAX ・Eメール	0778(22)3784
	越前市社会福祉協議会 心配ごと相談	職場、家庭、人間関係など日常生活の 悩みごと相談	越前市府中1-11-2 (市民プラザたけふ)	不要	電話・来所	0778(22)8500

※この情報は、令和2年度末時点のものです。その時点で新年度の変更が決定していたものについては、令和3年度の情報となっています。

◆ 総合的な相談窓口 ◆

市町名	名称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電話
坂井市	高齢福祉課	高齢者の日常生活に関する様々な問題	坂井市坂井町下新庄 1-1	不要	電話・来所・手紙・FAX・Eメール	0776(50)3040
永平寺町	福祉保健課	高齢者の日常生活に関する様々な問題	永平寺町松岡春日 1-4	不要	電話・来所・手紙・FAX・Eメール	0776(61)3920
	永平寺町社会福祉協議会 心配ごと相談	生活上の様々な問題に、社協職員、民生委員・児童委員が相談に応じる (午前8時30分～午後5時30分)	永平寺町松岡吉野堺 15-44 (松岡福祉総合センター翠荘)	不要	電話・来所	0776(61)6003
			永平寺町飯島 6-34 (永平寺老人福祉センター永寿苑)			0776(63)3868
			永平寺町石上 27-41 (永平寺町やすらぎの郷)			0776(64)3000
池田町	保健福祉課	生活上の様々な問題に対し、必要な支援を把握し、地域における適切なサービス機関又は制度の利用につなげる	池田町藪田 5-3-1 (総合保健福祉センター)	不要	電話・来所	0778(44)8000
	池田町社会福祉協議会 心配ごと相談					0778(44)7750
南越前町	保健福祉課	高齢者の日常生活に関する様々な問題	南越前町東大道 29-1 (南越前町役場本庁)	不要	電話・来所	0778(47)8009
	今庄事務所		南越前町今庄 84-25			0778(45)1111
	河野事務所		南越前町河野 15-16-1			0778(48)2111
	南越前町社会福祉協議会 福祉総合相談(南条)	生活上の様々な問題に社協事務局や介護支援専門員等が相談に応じる	南越前町協本 17-38-1 (南条保健福祉センター)	不要	電話・来所・FAX・手紙	0778(47)3767
	南越前町社会福祉協議会 福祉総合相談(今庄)		南越前町今庄 86-5-2 (今庄福祉センター)			0778(45)1175
	南越前町社会福祉協議会 福祉総合相談(河野)		南越前町甲楽城 7-31-1 (河野保健福祉センター)			0778(48)2260

◆ 総合的な相談窓口 ◆

市町名	名称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電話
越前町	福祉課	高齢者の日常生活に関する様々な問題 (専門相談については、各担当課職員 が応じる)	越前町西田中 13-5-1	不要	電話・来所	0778(34)8725
	宮崎住民サービス室		越前町江波 50-80-1			0778(32)7711
	越前住民サービス室		越前町道口 1-24-1			0778(37)7711
	織田住民サービス室		越前町織田 36-1			0778(36)7711
	越前町社会福祉協議会 心配ごと相談所(朝日)	生活上の様々な問題に心配ごと相談員 が応じる	越前町西田中 8-20-1 (越前町社会福祉センター)	不要	電話・来所	0778(34)2388
	越前町社会福祉協議会 心配ごと相談所(宮崎)		越前町八田 5-51-1 (宮崎デイサービスセンター ホテル荘内)			0778(32)3210
	越前町社会福祉協議会 心配ごと相談所(越前)		越前町梅浦 60-15 (越前地域福祉センター)			0778(37)0627
	越前町社会福祉協議会 心配ごと相談所(織田)		越前町織田 106-51-1 (織田保健福祉センター)			0778(36)0698
美浜町	健康福祉課	高齢者の日常生活に関する相談(福祉 サービス、介護、認知症のことなど)	美浜町郷市 25-25 (町役場)	不要	電話・来所・ 手紙・FAX	0770(32)6704
	美浜町社会福祉協議会 心配ごと相談窓口	日常生活における困りごとについて 心配ごと相談員が応じます。	美浜町郷市 25-20 (保健福祉センター)	不要	電話・来所	0770(32)1164
高浜町	保健福祉課	生活上の悩み、困りごと、福祉サービ ス、介護予防、認知症のことなど	高浜町和田 117-68 (保健福祉センター)	不要	電話・来所・ 手紙・FAX ・Eメール	0770(72)5887
	高浜町社会福祉協議会	生活上の様々な悩み、困りごと、また ボランティアに関することなど		不要	電話・来所・ 手紙・FAX ・Eメール	0770(72)2411
おおい町	介護福祉課	生活上の悩みや福祉サービスのこと、 介護予防のことなど	おおい町本郷 92-51-1	不要	電話・来所	0770(77)2760
	保健福祉室		おおい町名田庄下 6-1			0770(67)2000
	おおい町社会福祉協議会 心配ごと相談窓口	生活上の様々な問題に心配ごと相談員 が相談に応じる (毎月1回金曜日午前9時~11時30分)	おおい町本郷 82-14 (あみーシャン大飯)	不要	来所	0770(77)3415
	おおい町社会福祉協議会 総合福祉相談窓口(大飯)	生活上の様々な問題に社協事務局や介 護支援専門員等が相談に応じる	おおい町本郷 82-14 (あみーシャン大飯)	不要	電話・来所・ 手紙・FAX ・Eメール	0770(77)3415
	おおい町社会福祉協議会 総合福祉相談窓口(名田庄)		おおい町名田庄下 6-1 (あっとほ〜むいきいき館)	不要	0770(67)2318	
若狭町	福祉課	健康・介護・認知症など生活・福祉サー ビスに関する内容	若狭町市場 20-18 (若狭町役場上中庁舎)	不要	電話・来所・ 手紙・FAX ・Eメール	0770(62)2703
	若狭町社会福祉協議会 心配ごと相談	生活上の様々な問題に心配ごと相談員 が応じる(毎月1回火曜日に実施。詳 しくは窓口にお問い合わせください)	若狭町井崎 40-80 (地域福祉センター泉)			0770(45)2837
			若狭町市場 18-18 (バリア若狭)			0770(62)9005

※この情報は、令和2年度末時点のものですが、その時点で新年度の変更が決定していたものについては、令和3年度の情報となっています。

◆福祉サービス・介護・健康などに関する相談窓口◆

市町名	名称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電話
福井市	介護保険課	介護保険の制度に関すること	福井市大手 3-10-1 (市役所別館)	不要	電話・来所	0776(20)5715
敦賀市	長寿健康課	介護保険の制度に関すること	敦賀市中央町 2-1-1	不要	電話・来所	0770(22)8180
	敦賀市社会福祉協議会 介護相談・介護保険相談	介護方法や介護保険に関する相談等に、保健師、社会福祉士、介護福祉士等が応じる	敦賀市東洋町 4-1 (あいあいプラザ)	不要	電話・来所 ・FAX	0770(22)3133 (代)
小浜市	高齢・障がい者 元気支援課	介護保険の制度に関すること	小浜市大手町 6-3	不要	電話・来所	0770(64)6014
	小浜市社会福祉協議会 ふくし・障がい相談 支援センター	高齢者の在宅支援に関する相談、保健福祉サービスの利用手続きや福祉用具などの相談、こころの相談(毎週水曜日午前10時~午後4時)	小浜市遠敷 84-3-4 (サンサンホーム小浜)	不要	電話・来所 ・訪問	0770(56)5802
大野市	健康長寿課	介護保険の制度に関すること	大野市天神町 1-19 (結とびあ)	不要	電話・来所 等	0779(65)7333
	大野市社会福祉協議会 在宅介護支援センター	在宅支援などに関する総合的な相談	大野市天神町 1-19 (結とびあ)	不要	電話・来所 訪問	0779(65)8773
勝山市	健康長寿課	介護保険の制度に関すること	勝山市郡町 1-1-50	不要	電話・来所	0779(87)0888
鯖江市	長寿福祉課	介護保険の制度に関すること	鯖江市西山町 13-1 (市役所)	不要	電話・来所・ 手紙・FAX ・Eメール	0778(53)2218
	鯖江市福祉サービス 苦情調整委員会	福祉サービス全般の苦情に対し、利用者擁護委員が相談に応じる				
	介護保険利用者 擁護委員会	介護保険サービス利用者の苦情申し立てに対し処理する				
あわら市	健康長寿課	介護保険の制度に関すること	あわら市市姫 3-1-1	不要	電話・来所	0776(73)8022
越前市	長寿福祉課	介護保険の制度に関すること	越前市府中 1-13-7 (市役所)	不要	電話・来所	0778(22)3715
坂井市	高齢福祉課	介護保険の制度に関すること	坂井市坂井町下新庄 1-1	不要	電話・来所	0776(50)3040
永平寺町	福祉保健課	介護保険の制度に関すること	永平寺町松岡春日 1-4	不要	電話・来所	0776(61)3920
	永平寺町在宅介護支援 センター	介護に関する相談 電話対応は 365日 24時間対応 窓口：午前8時30分~ 午後5時30分(土・日・祭日休み)	永平寺町松岡吉野原 15-44 (松岡福祉総合センター)	不要	電話・来所	0776(61)4300
池田町	保健福祉課	介護保険の制度に関すること	池田町数田 5-3-1 (総合保健福祉センター)	不要	電話・来所	0778(44)8000
南越前町	保健福祉課	介護保険の制度に関すること	南越前町東大道 29-1	不要	電話・来所	0778(47)8009
越前町	健康保険課	介護保険の制度に関すること	越前町西田中 13-5-1	不要	電話・来所	0778(34)8710
美浜町	健康福祉課	介護保険の制度に関すること	美浜町郷市 25-25	不要	電話・来所	0770(32)6704
高浜町	保健福祉課	介護保険の制度に関すること	高浜町和田 117-68 (保健福祉センター)	不要	電話・来所	0770(72)5887
おおい町	介護福祉課	介護保険の制度に関すること	おおい町本郷 92-51-1	不要	電話・来所	0770(77)2760
若狹町	福祉課	在宅福祉・介護保険の制度に関すること	若狹町市場 20-18	不要	電話・来所	0770(62)2703
坂井地区広域連合介護保険課		介護保険の制度に関すること	坂井市坂井町上兵庫 40-15	不要	電話・来所	0776(91)3309

● 相談窓口一覧

◆ その他の相談窓口（法律相談など） ◆

市町名	名称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電話
福井市	市民サービス推進課	心配ごと相談、人権悩みごと相談、行政相談、行政書士相談、社会保険労務士相談について定例日に専門相談員が応じる	福井市大手 3-10-1 (市役所)	不要	電話・来所	0776(20)5544 (相談専用)
敦賀市	敦賀市社会福祉協議会 福祉相談等 運営事業	法律相談、行政相談など定例日に専門相談員が応じる	敦賀市東洋町 4-1 (あいあいプラザ)	不要	来所	0770(22)3133 (代)
大野市	大野市社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律相談に弁護士が応じる。 (毎月第2、第4木曜日の午後1時～午後4時)	大野市天神町 1-19 (結とびあ)	必要	来所	0779(65)8773
勝山市	勝山市社会福祉協議会 無料法律相談 ・年金労務相談	生活上の問題を弁護士や社会保険労務士が相談に応じる法律相談 (弁護士：毎月第2・4水曜日) 年金・労務相談 (社会保険労務士：毎月第1水曜日)	勝山市郡町 1-1-50 (福祉健康センター「すこやか」)	法律のみ 必要	来所	0779(88)1177
鯖江市	鯖江市社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律問題を弁護士が相談に応じる。(毎月月曜日2～3回実施 午後1時30分～4時30分) 定員9名	鯖江市水落町 2-30-1 (アイアイ鯖江)	必要	来所	0778(51)0091
あわら市	あわら市社会福祉協議会 無料法律相談	弁護士による専門相談 (毎月1回実施)	あわら市市姫 2-31-6 (老人福祉センター「市姫荘」) あわら市二面 32-16 (湯のまち公民館)	必要	来所	0776(73)2253
越前市	越前市社会福祉協議会 無料法律相談	弁護士による専門相談 (定員 10 名) (毎月第1・3木曜午前9時30分～正午) 1週間前から電話予約可 1人 15分以内	越前市府中 1-11-2 (市民プラザたけふ)	必要	来所	0778(22)8500
坂井市	坂井市社会福祉協議会 無料法律相談 (三国)	法律上の諸問題に弁護士が応じる (午後1時～4時、定員9名) 三国：第1月曜日 丸岡：第2火曜日 春江：第3水曜日 坂井：第4木曜日	坂井市三国町東円53-16-1 (いきいきサロンセンター あい愛)	必要	来所	0776(82)1170
	坂井市社会福祉協議会 無料法律相談 (丸岡)		坂井市丸岡町西里丸岡 12-21-1 (坂井市役所 丸岡支所)			0776(68)5060
	坂井市社会福祉協議会 無料法律相談 (春江)		坂井市春江町江留中10-15-1 (春江総合福祉センター いちい荘)			0776(51)4545
	坂井市社会福祉協議会 無料法律相談 (坂井)		坂井市坂井町下新庄18-3-1 (坂井市社会福祉協議会本部)			0776(68)5070
永平寺町	永平寺町社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律に関する問題に弁護士が 応じる (毎月第4木曜日 午後1時～4時、 定員8名) ※2回、開催される月もございます	永平寺町松岡吉野原15-44 (松岡福祉総合センター翠荘) 永平寺町飯島 6-34 (永平寺老人福祉センター 永寿苑) 永平寺町石上 27-41 (永平寺町やすらぎの郷)	必要	来所	0776(61)6003 0776(63)3868 0776(64)3000

※この情報は、令和2年度末時点のものですが、その時点で新年度の変更が決定していたものについては、令和3年度の情報となっています。

◆ その他の相談窓口（法律相談など） ◆

市町名	名称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電話
池田町	池田町社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律に関する問題に弁護士が 応じる (年間4回 午後1時~午後3時半実施)	池田町藪田 5-3-1 (総合保健福祉センター ほっとプラザ)	必要	来所	0778(44)7750
南越前町	南越前町社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律に関する問題に弁護士が 相談に応じる(毎月第2火曜日 午後 1時~午後4時実施)	南越前町跡本 17-38-1 (南条保健福祉センター)	必要	来所	0778(47)3767
越前町	越前町社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律に関する問題に弁護士が 相談に応じる(年8回実施)	越前町西田中 8-20-1 (越前町社会福祉センター)	必要	来所	0778(34)2388
			越前町江波 50-80-1 (宮崎コミュニティセンター)			0778(32)3210
			越前町梅浦 60-15 (越前地域福祉センター)			0778(37)0627
			越前町織田 36-1 (織田コミュニティセンター)			0778(36)0698
美浜町	美浜町社会福祉協議会 無料法律相談	奇数月第3火曜日(原則) 午後1時~午後3時 弁護士相談 毎月第2火曜日(原則) 午後1時~午後3時 司法書士相談	美浜町郷市 25-20 (美浜町保健福祉センター)	必要	来所	0770(32)1164
高浜町	高浜町社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律に関する問題に弁護士が 相談に応じる(毎月1回実施)	高浜町和田 117-68 (高浜町保健福祉センター)	必要	来所	0770(72)2411
おおい町	おおい町社会福祉協議会 無料法律相談(大飯)	生活上の法律に関する問題に弁護士が 相談に応じる(毎月第3金曜日 午後 1時~4時実施)	おおい町本郷 82-14 (あみーシャン大飯)	必要	来所	0770(77)3415
	おおい町社会福祉協議会 無料法律相談(名田庄)	生活上の法律に関する問題に弁護士が 相談に応じる(年3回 第2金曜日同 時間実施)	おおい町名田庄下 6-1 (あっとほ~むいきいき 館)	必要	来所	0770(67)2318
若狭町	若狭町社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律に関する問題に弁護士が 相談に応じる(毎月1回火曜日に実施 詳しくは窓口にお問い合わせください)	若狭町井崎 40-80 (地域福祉センター泉)	必要	来所	0770(45)2837
			若狭町市場 18-18 (パレア若狭)			0770(62)9005

● 相談窓口一覧

◆ 県・各種機関が実施している相談窓口 ◆

	名称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電話
高齢者全般	福井県社会福祉協議会 「高齢者専門相談窓口」	高齢者やその家族が抱える専門的な悩みの相談（法律、年金、税金、認知症介護） ※詳しくは最終ページをご覧ください。	福井市光陽 2-3-22 (福井県社会福祉センター)	法律のみ 必要	電話・来所・ FAX・Eメール	0776(25)0294
		高齢者に関する法律相談 (第3木曜日：午後1時～4時) 介護の相談（センター開設時間）	小浜市小浜白鬚 112 福井県社会福祉協議会 富岡支所内 (白鬚再開発ビル3階)			0770(52)7833
法 律	高齢者対象無料電話相談 (65歳以上対象)	65歳以上の高齢者やその家族、支援者の方を対象とした無料電話相談 毎週月曜日 午後3時30分～5時	福井市宝永 4-3-1 サクラNビル7階 (福井弁護士会)	不要	電話	0776(29)7180 0776(23)5288
	多重債務無料法律相談	債務相談 毎週木曜日 午前10時～正午 毎週土曜日 午後1時～3時	福井市宝永 4-3-1 サクラNビル7階 (福井弁護士会)	必要	担当弁護士 の事務所	0776(23)5255
	丹南法律相談センター	法律全般 毎週火曜日 午後2時～5時 (30分5,000円)	越前市府中1-11-2 市民プラザたけふ4階 (越前市消費者センター)		来所	
	嶺南法律相談センター	法律全般 毎週金曜日 午後2時～5時 (30分5,000円)	敦賀市東洋町 1-1 (プラザ萬象)		来所	
	弁護士紹介制度	毎週月曜日～土曜日 相談料 30分5,000円+税	担当弁護士事務所		来所	
	民事・家事当番制度	毎週月曜日～土曜日 1事件につき、初回30分無料	担当弁護士事務所		来所	
	弁護士無料電話相談 (福井市)	法律全般 毎週月・木・金(祝日を除く) 午後1時30分～3時(先着順で当日受付可能)	福井市宝永 4-3-1 サクラNビル7階 (福井弁護士会)		電話	
	弁護士無料相談 (越前市)	法律全般 毎週水曜日 午後1時30分～3時	越前市高瀬2丁目3-3 (越前市文化センター)	必要	来所	
	弁護士無料相談 (敦賀市)	法律全般 毎月第2～5火曜日 午後1時30分～3時	敦賀市東洋町 1-1 (プラザ萬象)	来所		
	弁護士無料相談 (小浜市)	法律全般 毎月第1火曜日 午後1時30分～3時	小浜市大手町 4-1 (働く婦人の家)	来所		
	日本司法支援センター 福井地方事務所 (法テラス福井)	法的トラブル全般に対し解決に役立つ 関係機関や法制度の紹介の情報提供 法テラス福井 平日午前9時～午後5時 コールセンター 平日午前9時～午後9時 土曜日午前9時～午後5時	福井市宝永 4-3-1 サクラNビル2階	不要	電話・来所	法テラス福井 0570-078348
				必要	電話	コールセンター 0570-078374
	日弁連交通事故相談センター 福井県支部交通事故無料 法律相談	毎週火・金曜日 午前9時～11時30分	福井市宝永 4-3-1 サクラNビル7階 (福井弁護士会)	必要	電話・来所	0776(23)5255
福井県司法書士総合相談 センター無料相談	登記、供託、訴訟、財産管理、成年後見、 多重債務問題等 毎週水曜日 午後1時～4時	福井市下馬2丁目314番地 (司調合同会館)	必要 (平日10時 ～3時)	来所	0776(43)1669	
福井県司法書士総合相談 センター有料相談	登記、供託、訴訟、財産管理、多重債務問題等 予約して指定された曜日・時間 (1時間5,000円)	担当司法書士の事務所	必要 (平日10時 ～3時)	来所	(福井) 0776(43)1669	

※この情報は、令和2年度末時点のものですが、その時点で新年度の変更が決定していたものについては、令和3年度の情報となっています。

◆ 県・各種機関が実施している相談窓口 ◆

	名称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電話
介護保険・介護	福井県長寿福祉課 (地域包括ケアグループ)	介護保険制度の内容、高齢者の虐待防止に関することなど	福井市大手 3 丁目 17-1 (県庁)	不要	電話・来所 ・FAX	0776(20)0330
	福井県国民健康保険 団体連合会	介護サービス、サービス事業者に関する 苦情	福井市西開発 4-202-1 (福井県自治会館 4 階)	来所 のみ 予約	電話・来所・ FAX・Eメール	0776(57)1614
	福井県運営適正化委員会	介護サービス、サービス事業者に関する 苦情	福井市光陽 2-3-22 (福井県社会福祉センター)	不要	電話・来所	0776(24)2347
認知症	福井健康福祉センター	高齢者の問題行動、認知症に関する相 談・指導	福井市西木田 2-8-8	不要	電話・来所	0776(36)1116
	坂井健康福祉センター		あわら市春宮 2 丁目 21-17			0776(73)0600
	奥越健康福祉センター		大野市天神町 1-1			0779(66)2076
	丹南健康福祉センター		鯖江市水落町 1 丁目 2-25			0778(51)0034
	丹南健康福祉センター 武生福祉保健部		越前市上太田町 41-5 南越合同庁舎 1 階			0778(22)4135
	二州健康福祉センター		敦賀市開町 6-5			0770(22)3747
	若狭健康福祉センター		小浜市四谷町 3-10			0770(52)1300
	福井県立すこやか シルバー病院		福井市島寺町 93-6	来所 のみ 予約	電話・来所	0776(98)2700 (代)
	嶺北認知症疾患医療センター 松原病院	認知症高齢者の医療に関する専門的な 相談など	福井市文京 2 丁目 9-1	必要	電話・来所	0776(28)2929
	嶺南認知症疾患医療センター 敦賀温泉病院		敦賀市吉河 41-1-5	必要	電話・来所	0770(23)9800
社会保険・年金	福井年金事務所	年金などに関する相談	福井市手寄 2-1-34	要予約	電話・来所 (電話は 自動音声案内と なっています。)	0776(23)4518
	武生年金事務所	平日(月～金) 午前8時30分～午後5時15分 時間延長 祝日 午後5時15分～午後7時00分 週末相談 土日 午前9時30分～午後4時00分	越前市新町 5-2-11			0778(23)1126
	敦賀年金事務所		敦賀市東洋町 5-54			0770(23)9904
	街角の年金相談センター 福井(オフィス)	年金に関する相談 平日(月曜～金曜) 午前9時00分～午後5時15分	福井市手寄 1-4-1 アオッサ(AOSSA)2階	要予約	来所	0776(26)6070
生活に困窮して いる方への支援	市町社会福祉協議会または 福井県社会福祉協議会	所得の少ない世帯、障がい者や介護を 必要とする高齢者がいる世帯の生活安 定と経済的自立を図るための貸付	各市町または 県社会福祉協議会事務所	不要	電話・来所	各市町社協は P34参照 県社協: 0776(24)4987
	※その他、生活保護・生活困窮者自立支援に関する相談は、各県健康福祉センター、各市福祉事務所にて相談できます。					
消費生活	福井県消費生活センター	契約のトラブルなど、消費生活に 関する苦情・相談。また、予約による 弁護士等の専門家相談も随時実施。 午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く) ※嶺南センターは第3日曜は休館。	福井市手寄 1-4-1 (AOSSA 7 階)	不要	電話・来所	0776(22)1102
	福井県嶺南消費生活センター		小浜市小浜白鬚 112 (白鬚業務棟3階)			0770(52)7830
	悪質商法相談電話	悪質な訪問販売や電話勧誘等の悪質商 法で困った場合の相談	福井県警察本部生活環 境課	不要	電話	0776(24)4194

● 相談窓口一覧

◆ 県・各種機関が実施している相談窓口 ◆

	名称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電話
人権	福井県人権センター	人権に関する相談。午前9時～午後5時。 休館日：月曜日・祝日・年末・年始・第1・3・5日曜日およびその前日の土曜日 特別相談（弁護士相談）毎月第3木曜日 午後1時30分～3時まで 要予約	福井市手寄 1-4-1 (AOSSA 7階)	不要	電話・来所	0776(29)2111
被害 ドメスティック バイオレンス	DV(配偶者等からの暴力)被害者相談	DVに悩む方、および身近なDVに心当たりのある方 県総合福祉相談所・健康福祉センターでも受付	福井市下六条町 14-1 (生活学習館)	不要 (予約可)	電話・来所	0776(41)7111 0776(41)7112
犯罪被害	公益社団法人 福井被害者支援センター	犯罪による直接的な被害、および被害後に生じる様々な問題 毎週月～土曜日 午前10時～午後4時 (祝日を除く)	福井市宝永 3丁目 8-1 (福井県警察本部莫分行舎3階)	来所のみ 予約	電話・来所	0120(783)892
	警察安全相談室	振り込め詐欺、悪質商法、夫婦間トラブル虐待など、犯罪に関する相談 ※ 24時間 365日対応 ※ 県警ホームページからメール相談可能	福井県警察本部 (生活安全企画課)	不要	電話・来所 ・Eメール	0776(26)9110 または #9110
	犯罪被害者等総合 相談窓口	被害を受けた方の困っていること、不安なことなどに関する相談 毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く) Eメールは24時間受付 higaisoudan@pref.fukui.lg.jp	福井県安全環境部 県民安全課	不要	電話・来所 ・Eメール	0776(20)0730
交通事故	福井県交通事故相談所	電話相談 毎週月・火・木・金曜日 午前9時～午後4時	福井市大手3丁目17-1 (福井県庁10階県民安全課内)	不要	電話	0776(20)0518
		面接相談 <福井> 月・火・木・金曜日 (予約時のみ) 午前9時～午後4時 <敦賀> 火曜日(予約時のみ) 午前10時～午後3時30分	<福井> 福井市松本3丁目16-10 (福井県職員会館4階) <敦賀> 敦賀市中央町1丁目7-42 (敦賀合同庁舎1階)	必要	来所	
		※いずれも、祝日と年末年始(12月29日～1月3日)は、相談の受付をしていません。 ※面接相談場所に相談員は常駐していません。必ず電話予約してください。				
女性	ユー・アイふくい 相談室	一般(生活全般) 毎週火曜日～日曜日 (ただし第3日曜日は休み) 午前9時～午後4時45分	福井市下六条町 14-1 (生活学習館)	不要 (予約可)	電話・来所	0776(41)7111 0776(41)7112
		特別(法律相談) 毎月第4土曜日 午後1時～午後4時		必要	来所	
		特別(こころの相談) 毎月第1土曜日 午後1時～午後4時				
	福井県総合福祉相談所	女性に関する各種相談 平日 午前8時半～午後5時15分 夜間(電話相談のみ) 午後5時15分～午後10時(毎日)	福井市光陽 2-3-36	来所のみ 予約	電話・来所	0776(24)6261
住宅	福井県建築住宅センター	住宅の専門家が公正で中立的な立場から住宅相談・住情報の提供を行う。 電話・来所相談 月曜日～金曜日 午前9時～正午	福井市御幸 3-10-15 (福井県建設会館)	来所のみ 予約	電話・来所	0776(23)0457

介護・認知症等各種情報

- みんなで支える介護保険のしくみ
- 認知症・早期発見のめやす
- 暮らしやすくする住宅改修
- 高齢者の福祉施設およびサービス
- 福井県社会福祉協議会 高齢者専門相談窓口のご案内



みんなで支える介護保険のしくみ

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。

40歳以上のおなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

市区町村（保険者）

介護保険制度の運営は、市区町村が行います。

- 制度を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 保険証を交付します。
- 負担割合証を交付します。
- サービスを確保・整備します。



● 要介護認定の申請

● 保険料の納付

● 要介護認定

● 保険証の交付
● 負担割合証の交付

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援



● 介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。施設サービス・在宅サービスの他、福祉用具・住宅改修のサービスがあります。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが、サービスを提供します。



● サービスの提供

● 利用料の支払い

介護保険に加入する人（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号被保険者 65歳以上の人

サービスを利用できる人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、市区町村へ届出が必要です。示談前に市区町村の担当窓口へ連絡してください。



第2号被保険者 40歳以上 65歳未満の人 (医療保険に加入している人)

サービスを利用できる人

第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病 加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障がいを生じさせると認められる疾病。

- | | | | |
|---|--|------------------------------------|--------------------------------------|
| ●がん
<small>(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)</small> | ●骨折を伴う骨粗鬆症 | ●脊柱管狭窄症 | ●脳血管疾患 |
| ●関節リウマチ | ●初老期における認知症 | ●早老症 | ●閉塞性動脈硬化症 |
| ●筋萎縮性側索硬化症 | ●進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
およびパーキンソン病 | ●多系統萎縮症 | ●慢性閉塞性肺疾患 |
| ●後縦靭帯骨化症 | ●脊髄小脳変性症 | ●糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症および
糖尿病性網膜症 | ●両脚の膝関節または
股関節に著しい変形
を伴う変形性関節症 |

認知症・早期発見のめやす

ためしにチェック
してみましょう

ものわすれがひどい

- 電話を切ったばかりなのに電話の相手の名前を忘れる
- 同じことを何度もする（言う・質問する）
- しまい忘れ・置き忘れが増えた
- 財布・通帳・衣類等を盗まれたと人を疑う

判断・理解力が衰える

- 料理・片付け・計算等のミスが多くなった
- 新しいことが覚えられない
- 話のつじつまが合わない
- テレビ番組の内容が理解できなくなった

時間・場所がわからない

- 約束の日時や場所を間違えるようになった
- 慣れた道（近所）でも迷うことがある

人柄が変わる

- 些細なことで怒るようになった
- 周囲への気配りがなくなり、頑固になった
- 自分の失敗を人のせいにする
- 「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われるようになった

不安感が強い

- ひとりになると怖がりたり寂しがったりする
- 外出時に、持ち物を何度も確かめる
- 「頭が変になった」と本人が訴える

意欲がなくなる

- 下着を替えず、身だしなみを構わなくなった
- 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった
- ふさぎこんで何をすることも億劫で嫌がるようになった

日ごろの生活の中で、チェック事項にいくつか該当することがあれば、最寄りの医療機関や地域包括支援センターに相談しましょう。

また、高齢者専門相談窓口では、毎月第2火曜日の午後1時から4時まで認知症介護経験者による「認知症・介護相談窓口」を開設していますので、ぜひご利用ください。

※公益社団法人 認知症の人と家族の会の「認知症」早期発見のめやすを参考にさせていただきました。

暮らしやすくする住宅改修

玄関

外出しやすい工夫を

- 段差はできるだけ小さく
- 身体を支える手すりの設置
- 靴のはきかえは腰掛けて

廊下

安全に移動できるように

- 滑りにくい床仕上げ
- ゆとりある廊下幅
- 手すりがあるとよい



台所

できれば2ヶ所の台所

- 安全な調理器具
- 使いやすい蛇口
- 機能的な配置に
- できれば腰掛けて
- 収納は手の届く位置に

脱衣所

洗しやすい配慮を

- 腰掛けを置く
- ゆとりある広さに



階段

安心して使えるように

- 勾配を緩やかに
- 途中で踊り場を
- 手すりをつける
- 足元灯をつける



浴室

安全な入浴が楽しめるように

- 滑りにくい床仕上げ
- 出入口は引き戸に
- 手すりをつける
- 浴槽の縁に腰掛けを
- できれば暖房を

トイレ

お年寄りの部屋の近くに

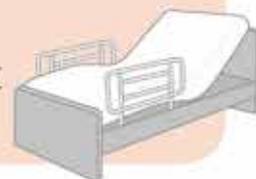
- 腰掛け便器にする
- ゆとりある広さに
- 手すりをつける
- 出入口は引き戸か外開きに



寝室

快適な環境づくりを

- 1階の日当たりのよい場所
- 手すりをつける
- 出入口は引き戸に
- 収納スペースを十分に
- ゆとりある広さに



高齢者の福祉施設およびサービス

高齢者の方々が、入所・通所してサービスを受ける施設は多種多様です。ご本人の身体状況・介護度などによって、個々に利用施設は異なります。

ここでは、施設・サービスの種類に基づいて、主なサービスの内容をご紹介します。

施設・サービスの種類	サービスの内容
養護老人ホーム	65歳以上で身体上、精神上または環境上の理由および経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な人に対し援助を行う。
軽費老人ホーム	無料または低額な料金で、高齢者に食事の提供および日常生活上必要な援助を行う。 ◎A型、ケアハウスの2種類がある。
有料老人ホーム	入居者に食事の提供、入浴、排せつ、食事の介護、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供する。 ◎老人福祉法に規定された高齢者向けの居住施設。
特別養護老人ホーム	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上必要な援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行う。 ◎介護保険上の名称は、介護老人福祉施設。
介護老人保健施設	病状が安定している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護および機能回復訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上必要な援助を行う。 ※長期入院患者の退院後の家庭復帰を促進するための施設。
介護医療院	長期にわたる療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて療養上の管理・看護・医学的管理下における介護・機能回復訓練、その他必要な医療を行う。※急性期の治療が終わり病状は安定しているが、比較的長期にわたり療養が必要な人の施設。
介護療養型医療施設	長期にわたる療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能回復訓練その他必要な医療を行う。※急性期の治療が終わり病状は安定しているが、比較的長期にわたり療養が必要な人の施設。
ホームヘルプサービス	日常生活に支援が必要な要介護者のいる家庭で、本人や家族が介護や生活援助を必要としている場合にホームヘルパーが訪問して介護、家事、生活支援、必要な相談・助言を行う。 ◎介護保険上のサービス名称は、訪問介護。
訪問看護ステーション	看護師が治療の必要な要介護者の家庭を訪問し、療養上の相談や必要な診療補助を行う。
デイサービスセンター	居宅で生活している要介護者・要支援者に、通所により入浴・食事の提供、日常生活上必要な援助、機能訓練等を行う。 ◎介護保険上のサービス名称は、通所介護。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行う。
老人短期入所施設	居宅で生活している要介護者・要支援者が、短期間入所し、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上必要な援助および機能訓練を受ける。 ◎介護保険上のサービス名称は、短期入所生活介護。
認知症高齢者グループホーム	比較的安定した状態にある認知症の高齢者に対し、共同生活を送っている住居で、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上必要な援助を行う。 ◎介護保険上では、居宅サービスの「認知症対応型共同生活介護」に位置付けられている。
小規模多機能型居宅介護事業所	居宅要介護者等について、通いを中心として、訪問または泊まりを組み合わせて、日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、心身機能の維持向上等を図る。
居宅介護支援事業	要介護者の心身の状況、意向等を踏まえ、福祉サービス、医療サービスの利用等に関し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整などを行う。

◎社会福祉法人 福井県社会福祉協議会◎ 高齢者専門相談窓口のご案内

嶺北

福井市光陽 2 丁目 3-22 福井県社会福祉センター（1 階）
TEL 0776-25-0294

専門相談内容	相談員	日 時
法律相談（要予約）	弁護士	第 1・3・4 水曜日
認知症・介護相談	認知症介護経験者	第 2 火曜日
年金相談	社会保険労務士	第 4 水曜日
税金相談	税理士	第 2 水曜日
高齢者権利擁護相談	社会福祉士・弁護士（第 4 のみ）	第 2・4 火曜日

嶺南

小浜市小浜白鬚 112 白鬚再開発ビル（3 階）
福井県社会福祉協議会 嶺南支所内
TEL 0770-52-7833

専門相談内容	相談員	日 時
法律相談（要予約）	弁護士	第 3 木曜日

- ※ 1 いずれの相談も午後 1 時から午後 4 時までです。
- ※ 2 法律相談は予約が必要です。
- ※ 3 相談は、来所・電話・文書で受けることができます。
- ※ 4 その他の専門相談も、なるべく事前にご予約をお願いいたします。
- ※ 5 相談日が祝日の場合は、お休みとなります。お盆・年末年始は、日程が変更する場合があります。
- ※ 6 上記窓口開設日時以外は、相談員は常駐していないため、相談に応じることができません。

嶺北 MAP



【交通案内】

- ①京福バス福井駅前 3 番乗り場より「学園線」乗車（10分）、県社会福祉センター前下車、徒歩 3 分
- ②福井市コミュニティバスすまいる「福井駅」乗り場より西ルートに乗車（15分）、「光陽 2 丁目」下車、徒歩 5 分

嶺南 MAP



【交通案内】

JR 小浜駅から徒歩 7 分

高齢者相談の手引

社会福井市法人 福井県社会福祉協議会
〒910-8516 福井県福井市光陽2丁目3-22
TEL 0776-25-0294 FAX 0776-24-0041

令和3年3月発行

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり)

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	

商品パンフレットは
コチラ



(ふくしの保険
ホームページ)

団体割引 20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

●この案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763

受付時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。



社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
高齢者専門相談窓口

嶺北

〒910-8516
福井市光陽2丁目3-22
福井県社会福祉センター1階

TEL: 0776-25-0294
FAX: 0776-24-0041
E-mail: soudan@f-shakyo.or.jp

嶺南

〒917-0069
小浜市小浜白鬚112 白鬚再開発ビル3階
福井県社会福祉協議会 嶺南支所内

TEL: 0770-52-7833
FAX: 0770-52-7834
E-mail: r-kaigo@f-shakyo.or.jp
